

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 子ども未来部
令和7年度4月～11月分 必要に応じて令和6年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和7年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和7年8月1日～令和7年8月25日及び
令和8年1月6日～令和8年2月24日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

保育所運営費負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して28件、559,150円の減であり、令和7年11月末現在では118件、2,245,000円である。

公立教育・保育施設使用料の過年度未収金は、前年度末と比較して11件、225,400円の減であり、令和7年11月末現在では31件、718,920円である。

施設利用者給食費等徴収金の過年度未収金は、前年度末と比較して32件、96,900円の減であり、令和7年11月末現在では64件、180,350円である。

児童扶養手当返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して9件、73,120円の減であり、令和7年11月末現在では191件、15,035,430円である。

児童手当(子ども手当)返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、10,000円の減であり、令和7年11月末現在では12件、465,000円である。

福祉医療費助成金返還金(ひとり親家庭等)の過年度未収金は、前年度末と比較して9件、62,131円の減であり、令和7年11月末現在では6件、394,566円である。

子ども食堂事業補助金返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して3件、30,000円の減であり、令和7年11月末現在では1件、71,000円である。

子育て世帯への臨時特別給付金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では1件、10,000円である。

子育て世帯生活支援特別給付金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では8件、270,000円である。

ひとり親家庭等に対する給付型奨学金返還金の過年度未収金は、前年度末と比較して1件、12,000円の減であり、令和7年11月末現在では1件、72,000円である。

ひとり親世帯臨時特別給付金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では1件、50,000円である。

ひとり親家庭等応援金返還金の過年度未収金は、前年度末と変わらず、令和7年11月末現在では5件、20,000円である。

育英資金貸付金の過年度未収金は、前年度末と比較して17人、690,800円の減であり、令和7年11月末現在では42人、18,498,820円である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の過年度未収金は、前年度末と比較して54人、3,527,646円の減であり、令和7年11月末現在では91人、37,461,434円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市会計規則第64条の2第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第2に定める区分によるものとし、別表第2では、役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、子ども・若者総合支援センターにおいて、令和6年9月20日付けで契約が締結された「岐阜バス車内広告料」について、支出負担行為として整理する時期を契約の締結日とすべきところ、令和6年12月9日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(3) 適正な事務執行について

ア 全国及び県内自治体において、放送法に基づくNHK放送受信契約が未締結であり、受信料の未払があった案件の報道を受け、令和7年4月9日に行政部管財課が受信契約に係る調査をしたところ、NHK放送受信料の対象と指摘された子ども支援課の携帯電話1台分（平成25年12月から令和7年4

月まで契約未締結)の受信料が8月に支払われていた。

イ 年2回(4月末及び10月末)の前金払としている「子どもの居場所づくり事業業務委託」について、令和6年5月10日、受託事業者から事業担当課である子ども支援課に電話で「支払期日4月30日の令和6年度上半期分の委託料2,488,461円が未払となっている」旨の問い合わせがあった。同日、支払担当課である子ども政策課で確認したところ、支払処理がされていないことが判明した。

ウ 地方自治法第231条の2の2第1項は、普通地方公共団体の歳入を納付しようとする者は、歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として普通地方公共団体の長が指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)に納付を委託できる旨規定し、同法第231条の2の3第1項は、指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる旨規定している。

また、岐阜市会計規則第53条第1項は、指定納付受託者の指定を受けようとする者が提出する申出書に記載する普通地方公共団体の長が必要と認める事項は、歳入等の種類とする旨規定し、同条第2項は、収入命令者は、指定納付受託者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないとする旨規定し、同条第3項は、指定納付受託者の指定は、会計管理者に合議の上、岐阜市事務決裁規則に定めるところにより決裁を受け行うものとする旨規定し、同条第4項は、指定納付受託者を指定したときは、指定納付受託者に係る事項を告示する旨規定している。

子ども支援課は、令和6年6月7日にサンフレンドうずら・児童センターの一時預かり事業利用料に係るキャッシュレス決済の納付事務に関する申込をキャッシュレス決済事業者に行い、9月1日から当該利用料が当該事業者を通じて市へ納付されていた。しかしながら、担当職員による関係法令等の認識不足により、当該事業者を指定納付受託者として指定しておらず、また、岐阜市会計規則の規定による、あらかじめ会計管理者へ協議すること、会計管理者に合議の上、決裁を受けること及び指定納付受託者に係る事項を告示することをしていなかった。

エ 「岐阜市情報セキュリティポリシー行政情報セキュリティ対策基準 第12

版」は、職員等は、支給以外の電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない旨規定している。

令和6年4月2日、子ども保育課の窓口に来課された保育利用者からの問い合わせに対し、回答に時間を要することから、後日電話説明することとした。翌日、担当職員が回答に数日要する旨を説明するため当該利用者に架電する際、伝達内容に行き違いがないようそのやり取りを録音するため、マイク・ヘッドフォン端子付きのICレコーダーを探したものの課で所有しておらず、他の職員が所持していた私物のICレコーダーを用いて録音した。さらに、録音データを保存するため、当該ICレコーダーを所有する職員は課内の業務用パソコンに接続した。

今後は、放送法、地方自治法、岐阜市会計規則及び岐阜市情報セキュリティポリシー行政情報セキュリティ対策基準を遵守するとともに、同様の事案が起らないよう事務処理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(4) 事故の防止について

ア 令和7年4月22日、子ども支援課が所管する土地（昭和34年に母子寮建設を目的に土地購入。母子寮は平成18年度に廃止し、平成19年度に解体。）内の樹木が、根腐れのため倒木したことにより、近隣民家のフェンスや屋根等を破損させた。

イ 令和7年10月17日、京町保育所の調理室で、側溝清掃をするため、調理員Aが側溝の蓋を取り外す旨の声掛けを行った後、蓋を外して清掃を行っていたところ、鍋を持って流し台に行こうとした調理員Bが通りかかり、誤って側溝に落下した。

今後は、同様の事故が起らないよう安全管理を徹底されたい。